

第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市環境影響評価条例施行規則第4条別表第2に基づく「開発行為に係る事業が環境に影響を及ぼす地域」における「対象事業が実施される区域の周囲1.5km以内の地域」を基準として設定する。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図4.2-1に示すとおりである。環境に影響を及ぼす地域は、対象事業実施区域が位置するさいたま市の一部である。

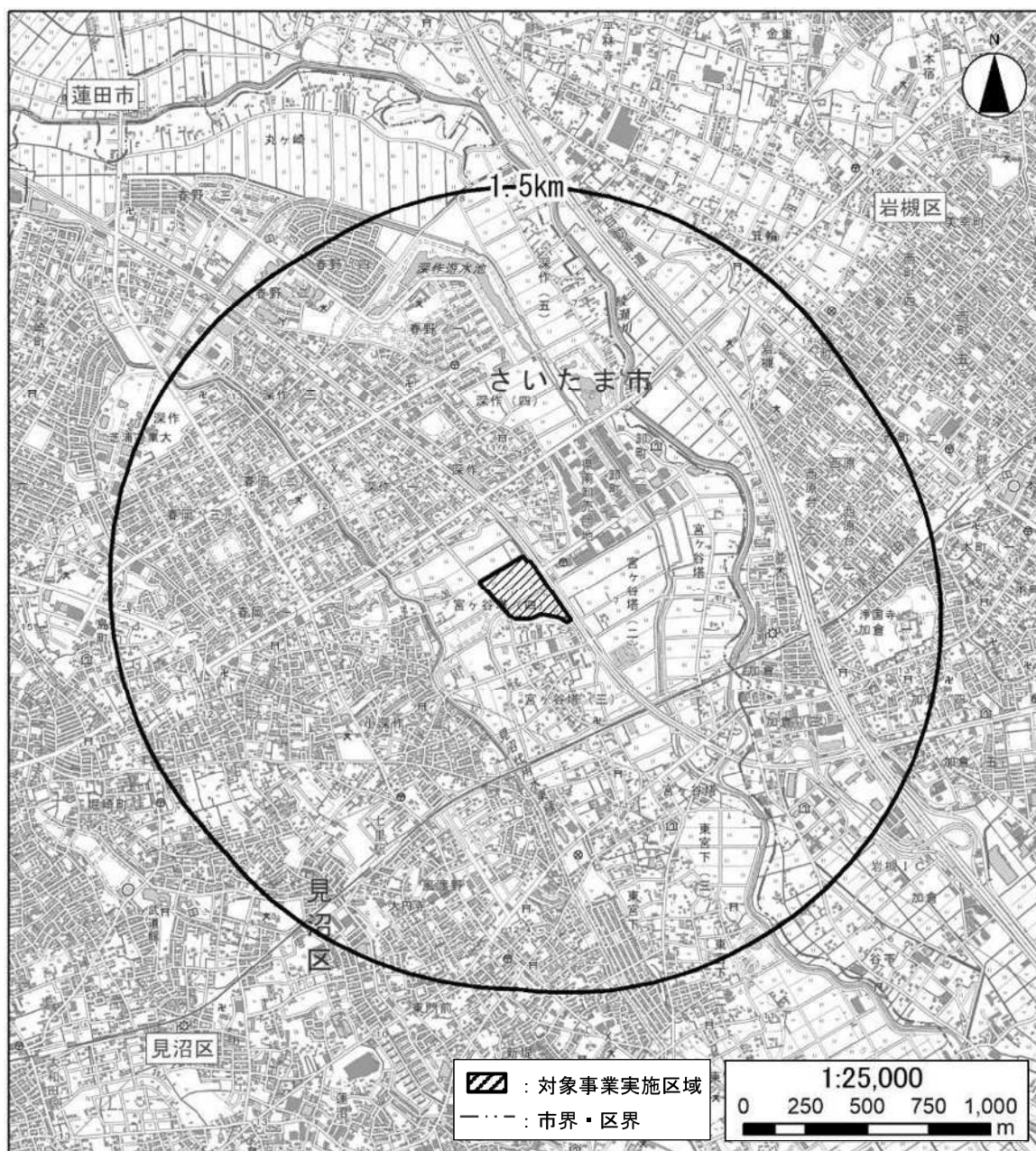


図 4.2-1 環境に影響を及ぼす地域